

# らぴぃ通信

令 和 4 年 1月 21日 第 1 号



編集•発行:岐阜県警察本部交通部交通企画課(058-271-2424 内線5034)

## 質問にお答えします!

~安全運転管理者の業務として~

令和4年4月1日から安全運転管理者の業務が拡充されます(詳細は令 和3年11月22日発行「らぴい通信第57号参照」)が、この業務について お問い合わせの多い質問についてお答えします。

### 【アルコールチェックをしないとどうなりますか?】

アルコールチェック等をしていないことが判明し、自動車の安全な運転 が確保されていないと認められた場合、公安委員会から自動車の使用者に 対して、安全運転管理者等の解任を命ぜられることがあります。

突然解任されると、安全教育や業務体制にも影響を及ぼします。

また、アルコールチェックをせずに、運転者が飲酒運転をしたり、万が一事故を起 こした場合には、事業所の評判は著しく低下することはもちろん、法律上の責任の他、 民事上や多大な社会的責任を負うこととなります。



## 【どんな検知器を使えばいいのですか?】



アルコール検知器には、大きく分けて「携行タイプ」と「据え置き タイプ」があります。それぞれ特徴があるため、各事業所の実態に合 うものを選ばれることをお勧めします。

アルコール検知器は、

- ・呼気中のアルコールを検知するもの
- ・アルコールの有無やその濃度を警告音、警告灯、数値などで示す機能 があるもの

で、常時有効に保持する必要があります。「常時有効に保持」とは、取扱説明 書に基づいて正常に作動し、故障がない状態で保持することをいいます。使用 期限や回数に注意が必要です。

## 【対面で確認が難しい場合はどうすればいいですか?】

安全運転管理者が不在時など確認が困難な場合は、副安全運転管理者や安全運転管理者 の業務を補助する者に確認を行わせても差し支えありません。

アルコールチェックは対面が原則ですが、

- ・ビデオ通話等の画面によって、運転者の顔色、応答の調子などを確認し、測定結果を確認する
- ・電話等により、運転者の応答の調子などを確認し、アルコール検知器による測定結果を報告さ ける
- 等、対面による確認と同視できるような方法も認められます。

#### 岐阜県警では交通安全情報を配信しています!

#### 交通安全情報URL

https://www.pref.gifu.lg.jp/police/kotsuanzen/kotsuanzen/johou ツイッターURL

https://twitter.com/gpkoutsuukikaku







REN(レン)

ツイッター 交通安全情報